

重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日
記入者名	矢部哲也
所属・職名	管理者・施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) ゆうげんがいしゃ はなまる 有限会社 はなまる	
法人番号	6120002076731	
主たる事務所の所在地	〒 573-0049 大阪府枚方市山之上北町5番1号 サンエース山之上ビル3階	
連絡先	電話番号／FAX番号	Tel.072-844-8708 fax072-844-2873
	メールアドレス	info@hanamaru-day.com
	ホームページアドレス	https://www.hanamaru-day.com/
代表者(職名／氏名)	代表取締役 / 中尾 俊平	
設立年月日	平成 16年3月1日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほーむ はなまるしょだい 介護付有料老人ホーム はなまる招提	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)	
所在地	〒 573-1154 大阪府枚方市招提東町二丁目10番1号	
主な利用交通手段	京阪バス枚方市駅北口4番乗り場より「樟葉駅行き」⇒「招提南町」バス停下車徒歩6分	
連絡先	電話番号	072-864-1631
	FAX番号	072-864-1632
	メールアドレス	syoudai@hanamaru-day.com
	ホームページアドレス	https://www.hanamaru-day.com/
管理者(職名／氏名)	管理者 / 矢部哲也	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日(登録番号)	平成 25年10月1日 / 平成 25年5月31日 (福法第50号)	

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408387	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 (直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 29年 7月 1日	令和 5 年 7月 1日	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408387	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 29年 7月 1日		

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間		～						
	面積	1,815.9 m ²							
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間		～						
	延床面積	2,502.1 m ² （うち有料老人ホーム部分				2,407.9 m ² ）			
	竣工日	平成	25年9月10日			用途区分	有料老人ホーム		
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄骨造		その他の場合：					
	階数	3 階		（地上		3 階、地階		階）	
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室の状況	総戸数	65 戸		届出又は登録（指定）をした室数				65室	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.31m ²	52	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.62m ²	7	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	19.66m ²	6	
共用施設	共用トイレ	3 ケ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				0 ケ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				3 ケ所	
	共用浴室	個室	5 ケ所			ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽	チェアー浴	2 ケ所		機械浴	1 ケ所		その他：	
	食堂	3 ケ所		面積	154.1 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	あり	
	機能訓練室	ヶ所		面積	m ²				
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）				1 ケ所			
	廊下	中廊下	2 m		片廊下	1.415 m			
	汚物処理室	3 ケ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	事務室・PHS			通報先から居室までの到着予定時間			1分～3分
	その他	洗濯室（3）相談室（1）喫煙室（3）							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備	あり		
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針		私たちはなまるでは『入居者様』と言う前に、人と人との繋がりや触れ合いを大切にし、もし入居者様が自分の家族だったと考え、『私たちにできる最善』を基本に安心していただけるサービスをご提供することに日々努力します。
サービスの提供内容に関する特色		医療機関との連携や生活サポートにより、ご入居者様の安全・安心をご提供致します。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社京料理花萬
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		※状況把握：毎日1回以上、居室訪問し声かけさせていただきます ※生活相談：日中随時受付、必要時専門機関等を紹介します
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	大潤会クリニック
	提供方法	年二回付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、（管理者/施設長 矢部哲也）です。 ②苦情解決体制を整備します。 ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。 ④当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
身体的拘束等		・身体的拘束等は原則禁止としており、3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行います。ケース会議等を開催し、入居者の状態、身体的拘束等の改善取組等について検討します。 ・身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。 ③介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
非常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）は、管理者です。非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（施設長/矢部哲也） ②災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。 ②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。 ③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
施設の利用に当たっての留意事項		・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出ること。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出ること。 ・ケンカ、口論、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけること。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし (介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	大潤会クリニック (介護付有料はなまる招提から5.03km車で所要時間：12分)	
	住所	〒573-1182 枚方市御殿山町5-2御殿山クリニックモール2F	
	診療科目	内科・外科等	
	協力科目	内科・外科等	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	あり
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	あり
新興感染症発生時に連携する医療機関	なし		
	医療機関の名称		
	医療機関の住所		
協力歯科医療機関	名称	大潤会よしだ医院歯科 (介護付有料はなまる招提から5.4km車で所要時間：15分)	
	住所	〒573-1187 枚方市磯島元町16番16号	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応	
		その他の場合	

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合			
	その他の場合			
判断基準の内容	介護が必要となる状態によって、介護居室から介護居室への住み替えを求める場合があります。			
手続の内容	①ホームが指定する医師の意見を聴きます。 ②概ね3か月間の観察期間を置きます。 ③本人・身元引受人の同意を得ます。			
追加的費用の有無	なし	追加費用		
居室利用権の取扱い	住み替え後の居室に移行			
前払金償却の調整の有無	なし	調整後の内容		
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増加・減少時
	便所の変更	あり	変更の内容	面積の増加・減少時
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護	
留意事項	入居時満65歳以上。24h 喀痰吸引が必要な方・中心静脈栄養管理の対応不可だが、その他の療養管理については要相談。	
契約の解除の内容	①入居者が死亡し、退居届が提出され、荷物の引き取りが完了した場合 ②入居者、又は事業者から契約を解除した場合	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	以下の各号のうちいずれかに該当することとなったとき、14日以上の予告期間をもって事業所からこの契約を解除することができます。 (1) 事業所の事前の承認なくして、模様替え・工作・第三者を同居させようとするとき (2) 事業所に対して以下の通知をせずに、1ヶ月以上にわたり、居室を利用しないとき ①利用者が引き続き1カ月以上居室を利用しないとき。 ②利用者が氏名を変更し、又は身元引受人が、住所、氏名を変更したとき。 ③利用者・身元引受人が死亡したとき、又は、利用者・身元引受人について、後見開始、保佐開始、補助開始のいずれかの審判があったとき。 ④利用者・身元引受人が強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は国税徴収などによる差し押さえを受けたとき。 ⑤利用者・身元引受人に対して破産の申立て、民事再生、又は個人再生の申立て（自己申立てを含む）があったとき。 (3) 当施設を不在にする期間が2か月を超え、当施設への復帰が困難、あるいは乙に復帰の意思がないと判断されるとき (4) 2ヵ月以上の長期入院となったとき 但し、医師の意見を聞き、退院の見込みがある場合はこの限りでない。 (5) 以下の規定に違反したとき ①利用者は、多数の高齢者同士の集団生活であるとの趣旨に則り、居室及び共用部分の利用方法等に関する事業所の防災などについての注意にしたがって、善良な管理者の注意をもって居室及び共用部分を利用しなければなりません。 ②煙草・飲酒など、健康上・防災上、危険と認められる場合は、事業所は利用者中止（例えば、禁煙）を要請し、利用者はこれに従います。 ③利用者は、その居室を住居としてのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはなりません。 ④利用者は、共用部分を、自己の所有物を置くなど自己の専用に使用してはなりません。 ⑤利用者は、その居室内において、テレビ、ラジオなどによる騒音を発したり、又居室内を著しく不衛生にして、他人に迷惑又は不快感を与えてはなりません。 ⑥利用者は、第三者に対し、居室の全部又は一部を転貸し、若しくは居室の権利を譲渡、担保差し入れし、又は居室を他の居室と交換してはなりません。 ⑦利用者は、その名目の如何を問わず、前項で禁止する行為に類する行為又は処分をしてはなりません。 ⑧利用者は、居室又は共用部分において犬、猫その他の動物を飼育してはなりません。

		(6) 入居申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により入居しようとし、又は入居したとき (7) 入居後 7 日以内に、敷金の全額を払わなかったとき (8) 家賃・共益費及管理費・水光熱費その他利用者が事業所に支払うべき費用を、2カ月分以上滞納したとき (9) 家賃・共益費及管理費・水光熱費その他利用者が事業所に支払うべき費用等の支払いをしばしば遅延する等の事情により事業所、利用者間の信頼関係が著しく害されたと事業所が認めるとき (10) 建物、付帯設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき (11) 生活の秩序を乱す行為があったとき (12) 利用者の行動が、他の入居者の生命・健康又は生活に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常のサービス提供方法ではこれを防止することができないとき (13) その他この契約に違反したとき	
		解約予告期間	14日以上
入居者からの解約予告期間	30 日		
体験入居	あり	内容	一泊 4, 5 0 0 円 ※最長3泊程度
入居定員	65人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1.0	
生活相談員	1	1	0	1.0	
直接処遇職員	42	12	30	28.5	
介護職員	36	10	26	24.9	
看護職員	6	2	4	3.6	
機能訓練指導員	2	1	1	1.7	
計画作成担当者	1	1	0	1.0	
栄養士	0	0	0	0.0	
調理員	0	0	0	0.0	
事務員	2	1	1	1.4	
その他職員	0	0	0	0.0	
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護支援専門員	0	0	0	
介護福祉士	22	6	16	
介護福祉士実務者研修修了者	3	1	2	
介護職員初任者研修修了者	7	1	6	
認定特定行為業務従事者： 2号研修（詳細は備考欄）	0	0	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士	1	1	0
作業療法士	1	0	1
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（ 16時～10時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	2 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護 の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 （一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率	3 : 1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	2.3 : 1

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務					あり				
		業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護支援専門員				
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		2	2	0	5	0	0	1	0	0	0
前年度1年間の退職者数		3	1	0	3	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
	10年以上	2	4	5	14	1	0	2	1	1	0
備考											
従業者の健康診断の実施状況				あり 年一回（夜勤を勤める者は年二回）実施							

6 利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態		利用権方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり	
		内容：	長期不在の場合、契約が存続する期間においては、家賃・共益費及び管理費の支払いは発生するものとし、水光熱費・食費において不在期間中は、発生しないものとする。
利用料金の改定	条件	租税・物件価格・近隣住宅の賃料相場・維持管理費・消費者物価指数・雇用情勢その他経済事情の変動等により、利用料金が不相当になった場合	
	手続き	運営懇談会等での聞き取りを実施し、料金改定を行う1ヶ月前までに書面にてお知らせします。	

（代表的な利用料金のプラン）

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度		自立・要支援・要介護	自立・要支援・要介護
	年齢		65歳以上	65歳以上
居室の状況	部屋タイプ		一般居室個室	一般居室個室
	床面積		18. 31㎡	18. 62㎡
	トイレ		あり	あり
	洗面		あり	あり
	浴室		なし	なし
	台所		なし	なし
	収納		あり	あり
入居時点で必要な費用	敷金		250, 000円	250, 000円
月額費用の合計			147, 197円	147, 197円
家賃（非課税）			48, 000円	48, 000円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用			
	介護保険外	共益費及び管理費（非課税）	18, 000円	18, 000円
		光熱水費（税込）	18, 920円	18, 920円
		食費（税込）	59, 070円	59, 070円
		寝具一式（税込）	1, 530円	1, 530円
		家具レンタル（税込）	1, 527円	1, 527円
		災害備蓄費（税込）	150円	150円

備考

○介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）

※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。

○居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。

（利用料金の算定根拠等）

家賃	土地・建物等費用、設備備品費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算定	
敷金	家賃の	5.2ヶ月分
	解約時の対応	賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
共益費及び管理費	共用施設における維持管理費・修繕費	
光熱水費	住居における水光熱費	
災害備蓄費	非常食3日分	
食費	厨房維持費、調理員人件費及び食材料費等	
寝具一式	住居における布団一式・シーツ等	
家具レンタル	住居におけるタンス・テレビ・カーテン	
介護保険外費用	個別で使用する福祉用具	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	（上掲）
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり	
		内容： 長期不在の場合、契約が存続する期間においては、家賃・共益費及び管理費の支払いは発生するものとし、水光熱費・食費において不在期間中は、発生しないものとする。	
利用料金の改定	条件	租税・物件価格・近隣住宅の賃料相場・維持管理費・消費者物価指数・雇用情勢その他経済事情の変動等により、利用料金が不相当になった場合	
	手続き	運営懇談会等での聞き取りを実施し、料金改定を行う1ヶ月前までに書面にてお知らせします。	

(代表的な利用料金のプラン)

			プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度		自立・要支援・要介護	自立・要支援・要介護
	年齢		65歳以上	65歳以上
居室の状況	部屋タイプ		一般居室個室	一般居室個室
	床面積		18.31㎡	18.62㎡
	トイレ		あり	あり
	洗面		あり	あり
	浴室		なし	なし
	台所		なし	なし
	収納		あり	あり
	入居時点で必要な費用			196,000円
月額費用の合計			110,292円	110,292円
家賃			38,000円	38,000円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用			
	介護保険外	共益費及び管理費（非課税）	10,000円	10,000円
		光熱水費（税込）	10,185円	10,185円
		食費（税込）	48,900円	48,900円
		災害備蓄費（税込）	150円	150円
		寝具一式（税込）	1,530円	1,530円
		家具レンタル（税込）	1,527円	1,527円
備考 ①介護保険費用は利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。 ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。				

(利用料金の算定根拠等)

家賃	土地・建物等費用、設備備品費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算定	
敷金	家賃の 5.2 ヶ月分	
	解約時の対応	賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
前払金	なし	
共益費及び管理費	共用施設における維持管理費・修繕費	
光熱水費	住居における水光熱費	
食費	厨房維持費、調理員人件費及び食材料料費等	
災害備蓄費	非常食3日分	
寝具一式	住居における布団一式・シーツ等	
家具レンタル	住居におけるタンス・テレビ・カーテン	
介護保険外費用	個別で使用する福祉用具	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬・加算の利用者負担分
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	1 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	4 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	21 人
	8 5 歳以上	39 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	0 人
	要支援 2	0 人
	要介護 1	7 人
	要介護 2	15 人
	要介護 3	19 人
	要介護 4	12 人
	要介護 5	12 人
入居期間別	6 か月未満	5 人
	6 か月以上 1 年未満	5 人
	1 年以上 5 年未満	40 人
	5 年以上 1 0 年未満	15 人
	1 0 年以上 1 5 年未満	0 人
	1 5 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 / 1 人
入居者数		65 人

(入居者の属性)

性別	男性	10 人		女性	55 人	
男女比率	男性	15 %		女性	85 %	
入居率	100 %		平均年齢	87 歳	平均介護度	要介護3.1

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	3 人
	死亡者	7 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	3 人
		(解約事由の例) 医療機関の場合、長期入院療養のため。

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		介護付有料老人ホームはなまる招提
電話番号 / F A X		Tel 072-864-1631 / fax 072-864-1632
対応している時間	平日	9:00 ~ 18:00
	土曜	9:00 ~ 18:00
	日曜・祝日	9:00 ~ 18:00
窓口の名称 (苦情)		枚方市健康福祉部 介護認定給付課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日・年末年始
窓口の名称 (事故)		枚方市健康福祉部 福祉指導監査課
電話番号 / F A X		072-841-1468 / 072-841-1322
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日・年末年始
窓口の名称 (虐待)		枚方市健康福祉部 健康福祉総合相談課
電話番号 / F A X		072-841-1401 / 072-841-5711
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	加入内容	賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	当事業所が入居者に対して行ったサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は上記保険業者と協議のうえ、損害賠償を速やかに行います。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	「ご意見箱」の設置	
		実施日	平成 29年7月より運用	
		結果の開示	なし	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	開示の方法	尚、記名者には個別対応
			実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合		
		開催頻度	年 1 回	
		構成員	入居者・施設長等	
		なしの場合の代替措置の内容		
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		
	あり	指針の整備		
	あり	定期定期的な研修の実施		
	あり	担当者の配置		
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催		
	あり	指針の整備		
	あり	定期的な研修の実施		
	なし	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと		
		身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	なし	
業務継続計画（BCP）の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画		
	あり	災害に関する業務継続計画		
	あり	職員に対する周知の実施		
	あり	定期的な研修の実施		
	あり	定期的な訓練の実施		
	あり	定期的な業務継続計画の見直し		
提携ホームへの移行	あり	ありの場合の提携ホーム名	・介護付有料老人ホーム はなまる香里園 ・介護付有料老人ホーム 頂	
個人情報の保護		【入居者及びその家族に関する秘密の保持について】 ①事業者は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 【個人情報の保護について】 ①事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）		

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	はなまるケアサービス東香里	枚方市東香里元町13番 5-101号
訪問看護	あり	訪問看護ステーションはなまるナース	枚方市山之上北町5番1号サンエース山之上ビル3階
通所介護	あり	はなまるデイサービス交北	枚方市交北1丁目1番15号
通所介護	あり	はなまるデイサービス東香里	枚方市東香里1丁目24番3号
通所介護	あり	はなまるデイサービス山之上	枚方市山之上北町5-1 サンエースビル1F
特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホームはなまる香里園	枚方市香里園山之手町23番30号
特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム 頂	枚方市山之上北町4-30
<地域密着型サービス>			
地域密着型通所介護	あり	はなまるデイサービス牧野	大阪府枚方市牧野本町2-23-3
地域密着型通所介護	あり	はなまるデイサービス長尾	大阪府枚方市長尾西町1-29-12-101
地域密着型通所介護	あり	はなまるデイサービス津田	大阪府枚方市津田元町二丁目41番23号
居宅介護支援	あり	はなまるケアプラン田口	枚方市田口1丁目19番3号2階
居宅介護支援	あり	はなまるケアプラン東香里	枚方市東香里元町13番 5-101号
<介護予防サービス>			
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ステーションはなまるナース	枚方市山之上北町5番2-202
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホームはなまる香里園	枚方市香里園山之手町23番30号
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム 頂	枚方市山之上北町4-30
<第1号事業>			
予防訪問事業	あり	はなまるケアサービス東香里	枚方市東香里元町13-5-1F
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス	枚方市交北1丁目1番15号
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス東香里	枚方市東香里1丁目24番3号
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス牧野	大阪府枚方市牧野本町2-23-3
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス長尾	大阪府枚方市長尾西町1-29-12-101
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス山之上	枚方市山之上北町5-1 サンエースビル1F

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		施設で実施するサービス(介護保険外サービス等)		備 考
			料金※	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	食費（朝食：473円、昼食：726円、夕食：770円（全て税込）） ※当施設の食費は軽減税率の対象ではありません。
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	実費	
	入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	月額費に含む	
	特浴介助	あり	月額費に含む	
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	
	通院介助	なし		
生活サービス	居室清掃	あり	月額費に含む	
	リネン交換	あり	月額費に含む	
	日常の洗濯	あり	月額費に含む	
	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	月額費に含む	
	寝具一式	あり	実費	※寝具類・汚染等交換時別途費用必要（レンタル契約書参照）
	家具レンタル	あり	実費	※タンス・テレビ・カーテン（レンタル契約書参照）
	特殊福祉用具	あり	実費	※選択される特殊福祉用具によって各費用が変わります
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	※外部業者対応
	役所手続代行	なし		
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	なし		希望に応じて健康診断を受診できる医療機関の提案と紹介を行います
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	月額費に含む	
サ入退院サービスの	移送サービス	なし		
	入退院時の同行	なし		
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3) (介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)6月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
入居継続支援加算(Ⅱ)(★)	22	229円	23円	46円	69円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円	
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき
協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
退居時情報提供加算	250	2,612円	262円	523円	784円	
看取り介護加算(Ⅰ)(★)	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	62円	7円	13円	19円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の128/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	(所定単位数) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の122/1000					

※(★)は要介護のみ。

※介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	¥7,188	¥11,761			
	(2割の場合)	¥14,375	¥23,521			
	(3割の場合)	¥21,563	¥35,282			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	¥20,805	¥23,174	¥25,650	¥27,949	¥30,389
	(2割の場合)	¥41,610	¥46,348	¥51,299	¥55,897	¥60,778
	(3割の場合)	¥62,415	¥69,522	¥76,949	¥83,846	¥91,166

・上記の要介護1～要介護5の見積もりは、入居継続支援加算・個別機能訓練加算Ⅰ・夜間看護体制加算Ⅱ・協力医療機関連携加算・介護職員等処遇改善加算Ⅰを含んでいます。

・1か月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・入居継続支援加算【要支援は除く】

入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。

・個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

・若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・協力医療機関連携加算

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。

・退居時情報提供加算

退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。